

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社  
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>  
代表取締役社長 大槻 利樹  
(コード番号：2148 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 工藤 靖  
(TEL 03-5293-2612)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 20 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、端株に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 10 条)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(変更・追加・削除部分は下線で示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)  <u>第7条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規則)  <u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類、株主名簿、<u>株券の交付、株券喪失登録、新株予約権原簿への記載または記録及び端株の買取り</u>その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、申出の手続きおよびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第9条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第10条</u> 当社は株主名簿管理人および<u>端株原簿名義書換代理人</u>を置く。            ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、公告する。            ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券の交付、株券喪失登録、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、新株予約権または端株に関する事務は株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第11条～第44条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)  <u>第7条</u> 当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録およびその他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出、申出の手続きおよびその手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第9条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第10条～第43条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>